# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

# 北海道厚生年金 事案 4969

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和49年2月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月26日から同年3月1日まで 申立期間は、B社から同社の関連会社であるA社に異動した時期であるが、 厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両事業所は同じ建物内にあり、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人の勤務状況に関する具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人は、B社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し(昭和49年2月26日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 49 年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業・法人登記簿謄本により、A社は既に解散していることが確認できる上、申立期間当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険 事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺 事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

# 北海道厚生年金 事案 4970

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和63年12月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成3年6月21日であると認められることから、申立期間②の同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、28 万円とすることが妥当である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年11月30日から同年12月1日まで

② 平成3年5月31日から同年6月21日まで

昭和63年10月から平成3年6月までA社C支店に継続して勤務していたが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。 両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録並びに当時の取締役及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社C支店は、昭和63年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が10人(申立人を含む。)確認できるところ、申立人と同様に、同年11月30日に同社B支店で同保険の被保険者資格を喪失している同

僚が7人確認できる。

また、上記同僚7人のうち、回答が得られた2人は、いずれも「私たちは、A社C支店に継続して勤務しており、同社B支店に勤務したことは無い。また、申立期間①及びその前後の期間において、雇用形態や従事業務に変更は無く、厚生年金保険料も継続して控除されていたと記憶している。」と供述している上、当該二人のうち一人は、「会社は、C支店が厚生年金保険の適用事業所になるまでの期間について、B支店において同保険に加入させていたのだと思う。」と供述していることから判断すると、同社C支店が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、同社同支店に勤務する者の厚生年金保険について、同社B支店において加入させていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和63年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主に照会したものの、協力が得られないことから確認することはできないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和63年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は、A社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社同支店が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日と同日の平成3年5月31日と記録されているところ、当該処理は、同日後の同年7月29日に、当初の同年6月21日の資格喪失日の記録を遡及して訂正しており、他の複数の同僚についても同様の処理がなされていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業・法人登記簿謄本によると、A社は、申立期間②当時、法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社C支店における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年6月21日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店に おける訂正処理前のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。